

クーリング・オフ（一定期間は無条件で解約できます）

※通信販売はクーリング・オフができません。返品特約（返品のルール）をよく確認しましょう。

■正しく記載された書面（申込書面または契約書面）を受け取ってから以下の期間中は無条件で解約できます。

※ 書面に不備がある場合、正しく記載された書面を受け取ったとはいえません。

■クーリング・オフの通知は、電磁的記録でも可能です。

※ 代表的な例としては、電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体により通知を行う場合などが挙げられます。また、FAXを用いることも可能です。

8日間

訪問販売

電話勧誘販売

特定継続的役務提供

訪問購入

20日間

連鎖販売取引

業務提供誘引販売取引

クーリング・オフ



クーリング・オフをする時の契約解除通知書 記載例

契約解除通知書

- 契約（申込）年月日 ○○年○月○日
- 販売会社 ○○会社
- 担当者名 ○○ ○○
- 商品名 ○○○○一式
- 契約金額 ○○○, ○○○円

上記の契約を解除いたします。

○○年○月○日

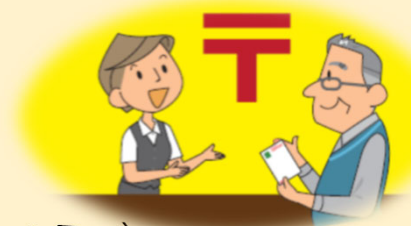
住所 ○○県○○市○○○○

氏名 ○○ ○○

ハガキを出すときの注意！

ハガキを出す前に両面をコピーし、出すときは簡易書留や特定記録などで記録（控え）が残るようにしましょう。

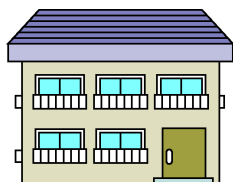
（ハガキのコピーと控えは失くさないよう大切に保存しておきましょう。）



クーリング・オフの適用対象範囲について

(1) 特商法においては、通信販売を除く取引類型については「クーリング・オフ」可能です。

※以下の場合は、「クーリング・オフ」ができない場合があります。



不動産の賃貸契約



自動車販売の契約

仕事用、営業用の買い物

(2) なお、以下のような事例では、通信販売であるとして、「クーリング・オフ」できないと勘違いしてしまうこともありますが、「クーリング・オフ」できます。

- ① 消費者が事前に通信販売で会員登録等をしていても、事業者が消費者に電話をかけて勧誘する場合、通信販売ではなく電話勧誘販売となり、「クーリング・オフ」できます。
- ② 事業者から送られてきたURLをクリックして参加したWEB会議（オンラインセミナー等）やSNSの通話機能を用いた通話において勧誘され、契約をしたような場合、電話勧誘販売となり、「クーリング・オフ」ができます。

※ WEB会議ツールはインターネット回線を使って通話する形式であるため、事業者がWEB会議用URLを送った場合、特定商取引法では「電話をかけ」たこととなります。

詳細は消費者庁HPをご確認ください。

消費者庁HP「特定商取引法ガイド」：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>



対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう

